

## 令和3年度 介護保険法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 特定処遇改善加算について

支給対象期間は原則として令和3年4月～令和4年3月末日です。

経験・技能のある介護職員および障がい福祉人材の考え方

- (A) 介護福祉士資格を有し、本法人に常時勤務し、継続して3年以上の者
- (B) 介護福祉士資格を有し、本法人に常時勤務した期間が3年に満たない者
- (C) 本法人に常時勤務し、介護福祉士資格を有さない者

※上記は課長職以上の職種は該当しない。

賃金改善を行う職員の範囲は(A)(B)(C)に該当する職員とし、賃金改善を行う給与の種類は毎月の給与に特定加算手当として支給。当該手当は時間外手当、夜勤手当の計算根拠に含まれます。賞与や退職金共済制度の計算根拠には含まれません。社会保険料等が増額する場合があります。

介護保険法に基づく、介護職員等特定処遇改善加算の予定額は2,269,200円です。デイサービスセンターメゾンマリア、メゾンマリアホームヘルプサービス、グループホームメゾンマリアに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

- (A) 12,000円/月
- (B) 6,000円/月
- (C) 3,000円/月

なお、メゾンマリア拠点において加算対象にならない事業、ケアハウスメゾンマリア、メゾンマリアケアサポートで常時勤務する職員には(C)職員と同等の手当を支給します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の予定額は障がい者支援施設ウェルフェアマリア3,374,448円、メゾンマリアホームヘルプサービス252,000円です。障がい者支援施設ウェルフェアマリアに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

- (A) 20,000円/月
- (B) 10,000円/月
- (C) 5,000円/月

なお、ウェルフェアマリア拠点において加算対象にならない事業、相談支援事業所で常時勤務する該当職員には(C)職員と同等の手当を支給します。

また、メゾンマリアホームヘルプサービスに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

- (A) 10,500円/月

各拠点区分における職場環境等要件は次の通りです。

### メゾンマリア拠点

#### ◆入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

#### ◆資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

#### ◆両立支援・多様な働き方の推進

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談支援体制の充実

#### ◆腰痛を含む心身の健康管理

短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

#### ◆生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

#### ◆やりがい・働きがいの醸成

地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域児童・生徒や住民との交流の実施

### ウェルフェアマリア拠点

#### ◆入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

#### ◆資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引等、強度行動障がい支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

#### ◆両立支援・多様な働き方の推進

障がいを有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

#### ◆腰痛を含む心身の健康管理

雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

#### ◆生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

#### ◆やりがい・働きがいの醸成

利用者本位の支援方針など障がい福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供